

岩手県告示第374号

県立自然公園条例（昭和33年岩手県条例第53号）第5条第1項の規定により、室根高原県立自然公園の公園事業を次のとおり決定した。

平成28年4月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

事業の名称	位 置
室根高原県立自然公園園地事業	岩手県一関市室根町折壁字室根山1番の1及び1番の97